

# 保育士確保プラン 参考資料

## 国家戦略特区における「地域限定保育士」について

### 追加の規制改革事項の内容

保育士不足解消等に向けて、都道府県が保育士試験を年間2回行うことを促すため、2回目の試験の合格者には、3年程度当該都道府県のみで保育士として通用する「地域限定保育士」(仮称)の資格(但し、国家戦略特区に係る他の都道府県との協議が整えば、当該他の都道府県でも保育士として通用する資格とする。)を与えられるよう、制度を整備する。

### 概要

#### <現状>

- 保育士試験は、毎年1回、都道府県が行っている。
- 「日本再興戦略」改訂2014において、保育士試験の年2回実施を関係都府県に要請することが盛り込まれ、関係都府県に対し、保育士試験を年2回行うことについて検討するよう通知。



保育士確保が難しい状況を解消するため、保育士試験を年2回行うことを促す仕組みが必要。

- 国家戦略特区の区域を含む都道府県が行う年間2回目の試験の合格者には、3年程度当該都道府県のみで保育士として通用する資格を付与する。
- なお、当該3年程度経過後は、「保育士」として地域を限定せずに働くことが可能となる。

## ○処遇改善加算

新制度施行後の公定価格において、職員の勤続年数や経過年数に応じ、3%を加算

## ○平成26年度の公務員給与改善に対応した単価のアップ

	格付け	本俸基準額※1		人件費（年額）※2	
		平成26年度 当初	平成26年度 改定後	平成26年度 当初	平成26年度 改定後
保 育 士	( 福 ) 1-29	195,228円	197,268円 (+2,040円)	約356万円	約363万円 (+2.0%)

※1 俸給額とは別途、特別給与改善費を加えている。

※2 賞与や地域手当等を含む人件費の年額、地域手当については全国平均値を用いて算定

# 保育士養成施設に対する就職促進支援事業

## 【目的】

保育士確保策の一つとして、指定保育士養成施設を卒業予定の学生に対する保育所・児童福祉施設等への就職を促すための取組（リアリティシヨックに対応するための特別講座の開催、現役保育士であるOB・OGとの交流会、保育所等就職説明会の定期開催等）を積極的に行っている養成施設に対し、当該取組の結果、保育所・児童福祉施設等に勤務することとなった学生の割合（保育所等の就職内定率）が、対前年度保育所等内定率の全国平均値から増加した割合に応じ、就職促進のための費用を助成することで新卒者の保育所等への就職促進を図る。

## 【対象施設】

指定保育士養成施設

## 【実施主体】

都道府県

## 【指定保育士養成施設における就職促進のための取組内容】

- 保育士という職種への期待と現実とのギャップ（リアリティシヨック）に対応するための講座の開催
- 卒業予定者と保育士として現場で活躍する養成校OB・OGとの交流会の開催
- 卒業予定者を対象とした就職説明会 など

## 【補助額】

上記に示す取組を実施した結果、指定保育士養成施設卒業予定者の保育所、児童福祉施設等への就職内定率について、前年の就職率（全国平均）と比較し、2%増加することにより260,000円

## 【補助率】

国1/2、都道府県1/2

## 保育士試験による資格取得支援事業

### 【目的】

保育士確保策の一つとして、保育士試験合格後、保育所等に保育士として勤務することが内定した者に対し、保育士試験受験のための学習に要した費用の一部を補助することで保育士資格取得者の拡充を図る。

### 【対象者】

受験講座の受講等により学習し、保育士試験により保育士資格を取得した者であって、その後、保育所等に就職することが内定した者

※教育訓練給付など、他の助成との併用は不可。

### 【実施主体】

都道府県、指定都市又は中核市

### 【補助額】

受験のための学習に要した費用（受験講座の受講費、テキスト購入費等）の1/2（150千円を上限）

### 【補助率】

国1/2、都道府県、指定都市又は中核市1/2

## 保育士・保育所支援センターの機能強化について

- 保育士・保育所支援センターは、保育士確保策の一つとして、潜在保育士への就職支援や保育所に勤務する保育士・保育士資格取得希望者からの相談等を行うとともに、復職前の実技研修を実施することで潜在保育士の再就職を支援することを目的として、都道府県・指定都市・中核市が設置している。
- 更なる保育士確保の推進を図るため、保育所を離職した保育士に対して、再就職希望の状況を随時把握し、再就職に向けた研修案内・求人案内などの情報提供を行い、再就職向けきめ細かな支援を実施する。
- また、シンポジウムの開催や集客力のある施設への出張相談の実施など、幅広く普及啓発を行い、保育士・保育所支援センターの認知度を向上させる。

### 【保育士・保育所支援センター】



#### 従来の取組

- 潜在保育士への求人紹介や就職あっせん、復職のための実技研修の実施等
- 勤務保育士への相談支援
- 保育士資格取得希望者への相談支援
- 保育所への求人方法や雇用管理の環境改善に関する助言指導など

#### 連携

### 【保育所】



#### 登録勧奨

#### 離職

#### 登録された離職保育士とのマッチング

#### 機能の強化

- 保育所等と連携し、保育士が離職時に保育士・保育所支援センターへの登録を勧奨
- 継続的な人材確保の観点から、
  - ・ 再就職希望の状況把握
  - ・ 再就職のための研修案内
  - ・ 再就職のための求人案内
 等のきめ細かな支援を定期的に実施

#### Web等による登録

- ・ 再就職希望の聴取
- ・ 求人情報の紹介
- ・ 研修の案内 など

### 【保育士】

※必要に応じ福祉人材センター等と連携





## 保育士資格取得支援事業

### 【事業の目的】

#### ① 認可外保育施設保育士資格取得支援事業

認可外保育施設に勤務している保育士資格を有していない保育従事者の保育士資格取得を支援し、当該施設が認可保育所に移行すること等によって必要となる保育士の増加を図り、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行う。

#### ② 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業

子ども・子育て支援新制度における新たな幼保連携型認定こども園の保育教諭等は、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有する者とされていることから、幼保連携型認定こども園における幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得を支援することにより、子ども・子育て支援新制度の円滑な実施を図る。

#### ③ 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業

幼稚園教諭免許状を有する者について保育士資格取得特例の活用による保育士資格取得を支援することにより、保育士の増加を図り、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行う。

#### ④ 保育所等保育士資格取得支援事業

保育所、認定こども園、幼稚園、乳児院及び児童養護施設(以下「保育所等」という。)に勤務している保育士資格を有していない保育従事者の保育士資格取得を支援し、保育所等における保育士確保を図り、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行う。

### 【対象者】

①の事業 認可外保育施設指導監督基準を満たすことの証明書の交付を受けた認可外保育施設に勤務する者

②の事業 幼保連携型認定こども園及び幼保連携型認定こども園への移行を予定している施設に勤務する実務経験  
を有する幼稚園教諭免許状取得者

③の事業 実務経験を有する幼稚園教諭免許状取得者

④の事業 保育所等に勤務する保育従事者

※ 保育士登録後、当該施設に1年間以上勤務すること。



**【実施主体】**

都道府県、指定都市及び中核市

**【補助率】**

- ①の事業 国3／4、都道府県・指定都市・中核市1／4
- ②～④の事業 国1／2、都道府県・指定都市・中核市1／2

**【補助基準額】**

<指定保育士養成施設受講料等>

事業対象者1人につき、指定保育士養成施設の受講に要した経費の1／2を補助対象とし、以下の額を上限とする。  
(②、③の事業はウのみ対象)

- ア 指定保育士養成施設を卒業することにより保育士資格を取得する者 300千円
- イ 幼稚園教諭免許状を有する者が指定保育士養成施設で必要教科目を修得する場合 200千円
- ウ 実務経験を有する幼稚園教諭免許状を有する者が指定保育士養成施設で必要な教科目を修得する場合 100千円

<代替保育従事者雇上費> ※①の事業のみ対象

1日当たり 5,920円

※ ②の事業の対象者については、「保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業」の代替幼稚園教諭雇上費の補助対象。

## 専門実践教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金の概要【平成26年10月1日施行】

### 専門実践教育訓練給付金の概要

雇用保険の被保険者である者又は被保険者でなくなつてから1年以内(注1)にある者が、厚生労働大臣の指定する専門的・実践的な教育訓練(専門実践教育訓練)を受ける場合に、訓練費用の一定割合を支給するもの(注1)妊娠、出産、育児等により教育訓練を開始することができない者については、最大4年に至るまで、当該理由により当該教育訓練を開始することができない日数を加算することができる。

### 支給要件

- 支給要件期間(注2)10年以上(初回の場合は2年以上)
- 当該訓練開始日前10年以内に教育訓練給付金を受給していないこと(注2) 教育訓練を開始する日までの通算した被保険者であった期間のこと。なお、過去に教育訓練給付金の支給を受けたことがある場合は、支給に係る教育訓練を開始した日前の期間は、支給要件期間には算入されない。

### 給付の内容

- 教育訓練に要した費用の**40%相当額(上限年間32万円)**を、受講状況が適切であることを確認した上で、6か月ごとに支給
- 加えて、訓練修了後1年以内に、資格取得等し、被保険者として雇用された者(注3)又は雇用されている者には、**教育訓練に要した費用の20%相当額(上限年間16万円)を追加支給**(注3)一年以内に雇用されることが困難な者として職業安定局長が定める者を含める。

### 教育訓練支援給付金の概要

専門実践教育訓練を受講する若年離職者に対して、訓練期間中の受講支援として、基本手当日額の**50%相当額**を訓練受講中に2か月ごとに支給するもの(平成30年度末までの暫定措置)

### 支給要件

- 次の全てに該当する場合に教育訓練支援給付金を支給する。
- (1) 45歳未満の離職者
  - (2) 訓練開始前に教育訓練給付金の支給を受けたことがないこと
  - (3) 当該専門実践教育訓練の修了が見込まれない者等でないこと

### 指定講座について

① 業務独占資格または名称独占資格の取得を訓練目標とする養成課程  
(訓練期間原則1年以上3年以内)  
講座数)597講座  
例)介護福祉士、看護師、保育士等

② 専修学校の職業実践専門課程  
(訓練期間2年)  
講座数)437講座  
例)商業実務、情報等

③ 専門職学位課程  
(訓練期間原則2年または3年以内)  
講座数)35講座  
例)ビジネス・MOT等

## 保育士修学資金貸付事業

### 【目的】

指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対し修学資金を貸し付け、もってこれらの者の修学を容易にすることにより、質の高い保育士の養成確保に資することを目的とする。

### 【貸付対象者】

児童福祉法第18条の6に規定する指定保育士養成施設に在学する者

### 【実施主体】

以下のいずれかにより実施。

- 都道府県(都道府県社会福祉協議会に委託して行う場合も含む。)
- 都道府県が適当と認める社会福祉法人又は特例社団法人若しくは特例財団法人(都道府県知事が修学資金の貸し付けに当たって必要な指導・助言を行う場合に限る。)

### 【貸付額】

- 月額5万円以内 (貸付期間は2年間を限度)
  - 貸付の初回に入学準備金として20万円以内、卒業時に就職準備金として20万円以内をそれぞれ加算
- ※ 貸付利子は無利子。  
※ 貸付申請時に生活保護受給世帯等の者については、生活費の一部として加算あり。

### 【補助率】

- 国3／4、都道府県1／4

### 【修学資金の返還免除】

貸付を受けた者が、指定保育士養成施設卒業から1年以内に保育士登録を行い、修学資金の貸付けを受けた都道府県の区域内等の保育所等の保育士として5年以上従事したときは、修学資金の返還を免除。

## 公的職業訓練の概要

### 公共職業訓練（離職者訓練）

○主に雇用保険受給者（例えば一定の職業経験を有し、基礎的な能力を有する者）に対して、実践的能力を習得する職業訓練を実施

#### <施設内訓練>

○国（（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構） ※主にものづくり分野の訓練を実施

訓練コース：制御技術科、テクニカル・オペレーション科、金属加工科等

訓練期間：標準6か月

○都道府県 ※地域の実情に応じた訓練を実施

訓練コース：自動車整備科、溶接技術科、造園科等

訓練期間：標準6か月～1年

<委託訓練>（委託元は都道府県）※資格取得コースを実施

・委託先：民間教育訓練機関等

・訓練コース：保育士養成コース等（2年）

・訓練期間：標準3か月（最長2年）

### 求職者支援訓練（求職者支援制度における職業訓練）

○雇用保険を受給できない方（例えば非正規労働者や就業経験の無い者等）に対して、基礎的能力から実践的能力までを一括して付与する職業訓練を実施

➢受講者の多様な状況に対応できるよう、基礎的能力のみを付与する訓練も設定

○実施機関：民間教育訓練機関等（訓練コースごとに厚生労働大臣が認定）

訓練コース：保育スタッフ養成科、保育者養成科等

訓練期間：3～6か月

※訓練期間中、収入・資産など一定要件を満たす方に職業訓練受講給付金を支給

・月10万円その他、訓練機関へ通うための交通費（通所経路に応じた所定の額）を支給

・希望する方には貸付を上乗せ（月5万円、配偶者等がいる場合は月10万円）

# 保育士研修等事業について

## 【目的】

保育士の専門性向上を図り、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うため、自治体において保育所の職員等を対象とした研修の実施に必要な費用の一部を補助する。

## 【事業の内容】

- (1) 保育の質の向上のための研修の実施
  - ・ 障害、虐待などの専門性を持った保育士に係る研修の実施
  - ・ 指導者育成のための研修の実施
  - ・ 保育士初任者や中堅保育士が参加して、保育の基礎知識などを受講するフォローアップ研修の実施 など
- (2) 指定保育士養成施設の学生等を対象とした取組の実施
  - ・ 指定保育士養成施設の在学生に対する就職説明会、保育所に勤務する保育士と養成施設の学生の交流会の開催
  - ・ 指定保育士養成施設の就職担当者に対する、求人情報収集の方法等に関する研修の実施
  - ・ 高校を訪問し保育士の仕事の魅力を伝達する取組の実施 など
- (3) 就業継続支援研修の実施
  - ・ 新人保育士を対象とした、就職前の期待と現実とのギャップへの対応方法、新人保育士にとって負荷の大きい業務（保護者対応等）についての研修の実施
  - ・ 保育所経営者・管理者（所長等）を対象とした、人事管理や職場環境改善等（所内の相談体制、柔軟な働き方のできる勤務体制の構築、メンタルヘルス等）のノウハウを習得するための研修の実施
- (4) 潜在保育士の再就職を支援する研修の実施
  - ・ 保育所の潜在保育士受け入れに当たって、施設側の留意点・改善点の研修・指導のほか、処遇改善につなげる雇用管理や経営管理の改善のための研修・指導の実施
  - ・ 保育所等への再就職を希望する保育士に対して、現場復帰に必要となる研修や再就職の前に就職を希望する保育所等での保育実技研修の実施
  - ・ 保育実技や安全管理等の研修と就職相談会や保育所見学を組み合わせた再就職支援研修の実施 など

## 中小企業労働環境向上助成金（個別中小企業助成コース）の概要

### 趣旨

重点分野等の中小企業事業主は、雇用創出の中核的な担い手となることが期待される一方、採用意欲がありながら人材が確保できない等の雇用管理上の問題を抱えている。

雇用管理制度の導入等への助成を行うことにより、労働者の労働環境を向上させ、もって中小企業の魅力的な雇用創出を図る。

### 事業（拡充）の概要

重点分野等の中小企業が、雇用管理責任者を選任し、雇用管理改善につながる以下の事項について、就業規則・労働協約を変更することにより制度を新たに導入、又は介護福祉機器の導入を行った場合に助成金を支給する。

◆助成対象

#### 【重点分野事業主】

①評価・処遇制度、②研修体系制度、又は③健康づくり制度を導入した助成した場合に助成

#### 【介護関連事業主】

①評価・処遇制度、②研修体系制度、若しくは③健康づくり制度を導入、又は④介護福祉機器を導入した場合に助成

	重点分野事業主	介護関連事業主
①評価・処遇制度	○	○
②研修体系制度	○	○
③健康づくり制度	○(26年4月～)	○
④介護福祉機器	×	○

### 支給額

- ① 評価・処遇制度  
評価・処遇制度、昇進・昇格基準等を導入し、実施した場合、40万円を助成
- ② 研修体系制度  
教育訓練制度を導入し、実施した場合、30万円を助成
- ③ 健康づくり制度  
法定外の健康診断、メンタルヘルス相談等の制度を導入し、実施した場合、30万円を助成
- ④ 介護福祉機器(介護事業所のみ)  
介護福祉機器等を導入した場合、導入費用の1/2を助成(上限300万円)



# キャリア形成促進助成金

## 制度概要

職業訓練などを実施する事業主等に対して訓練経費や訓練中の賃金を助成し、労働者のキャリア形成を効果的に促進

- ※ 事業主にあつては、事業内職業能力開発計画・年間職業能力開発計画を作成するとともに、職業能力開発推進者を選任することが必要
- ※ 事業主団体等にあつては、訓練実施計画を作成することが必要
- ※ 1 コースあたり20時間以上（海外で実施する訓練の場合は30時間以上）の訓練が対象

助成内容		助成額
<b>① 政策課題対応型訓練</b>		
① 成長分野等人材育成コース	成長分野等（医療、児童福祉事業（保育所）、情報通信業など）での人材育成のための訓練	賃金助成：1h当たり800円 (400円) 経費助成：1/2 (1/3) ※( )額は大企業の額
② グローバル人材育成コース	海外関連業務に従事する人材育成のための訓練(海外の大学院、大学、教育訓練施設などで実施する訓練も含む)	
③ 育休中・復職後等能力アップコース	育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練	
【平成26年10月1日新設】 ④ 中長期的キャリア形成コース	中長期的なキャリア形成に資する教育訓練として厚生労働大臣が指定する専門実践教育訓練	
⑤ 若年人材育成コース	採用後5年以内で、35歳未満の若年労働者への訓練	賃金助成：1h当たり800円 経費助成：1/2 ※⑦については企業における実習の助成あり(1h当たり600円)
⑥ 熟練技能育成・承継コース	熟練技能者の指導力強化、技能承継のための訓練、認定職業訓練	
⑦ 認定実習併用職業訓練コース	厚生労働大臣の認定を受けたOJT付き訓練	
⑧ 自発的職業能力開発コース	労働者の自発的な能力開発に対する支援	
<b>② 一般型訓練</b>	政策課題対応型訓練以外の訓練	賃金助成：1h当たり400円 経費助成：1/3
<b>③ 団体等実施型訓練</b>	事業主団体などが構成事業主の雇用する労働者を対象に行う、若年労働者への訓練や熟練技能の育成・承継のための訓練	経費助成：1/2

- ※ 経費助成の1人1コースの支給限度額は、①①～④は15万円～50万円（大企業は10万円～30万円）、①⑤～⑧及び⑨は7万円～20万円
- ※ 1事業主の年間の支給限度額は、500万円（認定職業訓練又は①⑦の場合は1,000万円）、1事業主団体等の年間の支給限度額は500万円
- ※ 助成の対象となる訓練等の受講回数、1労働者につき、1年度3コースまで
- ※ 東日本震災に伴う被災地の事業主については、助成率の特例あり（中小企業：賃金800円(1h)・経費1/2 大企業：賃金400円(1h)・経費1/3)

## キャリアアップ助成金について

○有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップを促進するため、これらの取組を実施した事業主に対して包括的に助成。

【本助成金の活用にあたって】

事業所ごとに「キャリアアップ計画」の作成、「キャリアアップ管理者」の配置が必要。

《助成メニュー》

助成内容・要件		助成額（ ）内は大企業の額									
正規雇用等転換	有期契約労働者等を正規雇用等に転換 または 直接雇用（以下「転換等」）	<p>※下線部分は、平成26年3月1日から平成28年3月31日まで支給額を拡充または要件を緩和</p> <p>①有期→正規：1人当たり50万円（40万円）                      ②有期→無期：1人当たり20万円（15万円）                      ③無期→正規：1人当たり30万円（25万円）</p> <p>※1年度1事業所当たり①～③合わせて15人まで（②は10人まで）                      ※派遣労働者を正規雇用で直接雇用する場合、1人当たり10万円（大企業も同額）加算</p>									
人材育成	有期契約労働者等に下記いずれかの訓練を実施 ①一般職業訓練（OFF-JT） ②有期実習型訓練（OFF-JT+OJT） ③中長期的キャリア形成訓練（OFF-JT）	<p>OFF-JT《1人当たり》                      賃金助成：1h当たり800円（500円）                      経費助成：訓練時間数が</p> <table border="1"> <tr> <td>100時間未満</td> <td>10万円（7万円）</td> <td>15万円（10万円）※</td> </tr> <tr> <td>100時間以上200時間未満</td> <td>20万円（15万円）</td> <td>30万円（20万円）※</td> </tr> <tr> <td>200時間以上</td> <td>30万円（20万円）</td> <td>50万円（30万円）※</td> </tr> </table> <p>※ 中長期的キャリア形成訓練を受講する場合</p> <p>OJT《1人当たり》                      実施助成：1h当たり700円（700円）</p>	100時間未満	10万円（7万円）	15万円（10万円）※	100時間以上200時間未満	20万円（15万円）	30万円（20万円）※	200時間以上	30万円（20万円）	50万円（30万円）※
100時間未満	10万円（7万円）	15万円（10万円）※									
100時間以上200時間未満	20万円（15万円）	30万円（20万円）※									
200時間以上	30万円（20万円）	50万円（30万円）※									
処遇改善	有期契約労働者等全員の基本給を2%以上増額	<p>1人当たり1万円（0.75万円）</p> <p>※「職務評価」の手法の活用により実施した場合、1事業所当たり20万円（15万円）上乘せ</p>									

※上記の他、有期契約労働者等に法定外の健康診断、短時間正社員への転換、パート労働者の労働時間延長を実施した場合に助成

# 両立支援等助成金

支給機関：都道府県労働局

## 事業所内保育施設設置・運営等支援助成金

労働者のための保育施設を事業所内（労働者の通勤経路又はその近接地域を含む）に設置、増築等を行う事業主・事業主団体に、その費用の一部を助成する。

	助成率
①設置費※	大企業3分の1、中小企業3分の2
②増築費※	大企業3分の1、中小企業2分の1
③運営費	1～5年目：大企業2分の1、中小企業3分の2 6～10年目（平成24年10月31日前に認定申請を行い労働局長の認定を受けた場合）：3分の1

※ 2回（1年目と3年目）に分けて支給

## 子育て期短時間勤務支援助成金

少なくとも小学校就学前までの子を養育する労働者が利用できる短時間勤務制度を導入し、小学校3年生までの子を養育する利用者が生じた場合、事業主に支給する。

企業規模	1人目	2人目以降※
中小企業事業主	40万円	15万円
上記以外の事業主	30万円	10万円

※ 5年間、1企業当たり延べ10人まで（中小企業事業主は5人まで）

## ポジティブ・アクション能力アップ助成金

女性の活躍促進についての数値目標を設定し、一定の研修プログラムの実施により、目標を達成した事業主に支給する。  
中小企業30万円、大企業15万円（1企業1回限り）

## （参考）キャリア形成促進助成金 （育児・退職後等能力アップコース）

育児休業中、復職・再就職後の能力アップのための訓練等を実施した事業主に支給する。

中小企業	経費助成2分の1・賞金助成800円
大企業	経費助成3分の1・賞金助成400円

## 中小企業両立支援助成金

### 代替要員確保コース

育児休業取得者が、育児休業終了後、原職等に復帰する旨の取扱いを就業規則等に規定し、休業取得者の代替要員を確保し、かつ、休業取得者を原職等に復帰させた中小企業事業主に支給する。

支給対象労働者1人当たり **15万円**（注）

※ 1企業当たり5年間、1年度延べ10人まで

### 育児復帰支援プラン助成金

中小企業団体に配置された「育児復帰プランナー」による支援のもと「育児復帰支援プラン」を策定及び導入し、対象労働者が育児を取得した場合、及び、当該育児取得者が復帰した場合に中小企業事業主に支給する。

支給対象事業主1回当たり **30万円**（注）

※ 1企業当たり2回まで  
1回目：プランを策定し、育児取得した時  
2回目：育児者が職場復帰した時

### 休業中能力アップコース（経過措置）

育児休業又は介護休業取得者を円滑に職場復帰させることを目的とした能力の開発及び向上に関する、次のいずれか1つ以上の措置（職場復帰プログラム）を実施した中小企業事業主等に支給する。

- ①在宅講習
- ②職場環境適成講習
- ③職場復帰直前講習
- ④職場復帰直後講習

※平成26年3月31日までに休業を開始し、平成26年9月30日までに当該休業を終了した労働者が対象

支給限度額 **21万円**（注）

※ 1企業当たり育児・介護それぞれ5年間、1年度延べ20人まで

### 期間雇用者継続就業支援コース

期間雇用者と正社員が同等の要件で利用できる育児休業制度、育児短時間勤務制度を就業規則等に規定し、期間雇用者の育児休業取得者を原職又は原職等に復帰させ、6カ月以上継続して雇用した中小企業事業主であって、仕事と家庭の両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備のため、研修を実施する事業主に支給する。（※育児休業を終了した期間雇用者が平成25年4月1日以後平成28年3月31日までに出了た事業主が対象。）

	支給額
1人目	40万円（注）
2人目から5人目まで	15万円（注）
期間雇用者の育児休業取得者が正社員として復職した場合	1人目10万円加算 2～5人目 5万円加算

### 継続就業支援コース（経過措置）

育児休業取得者を原職又は原職等に復帰させ、一年以上継続して雇用した100人以下の事業主であって、仕事と家庭の両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備のため、研修を実施する事業主に支給する。（※初めて育児休業を終了した労働者が平成23年10月1日以後平成25年3月31日までに出了た事業主が対象。）

	支給額
1人目	40万円
2人目から5人目まで	15万円

（注）代替要員確保コース、休業中能力アップコース、期間雇用者継続就業支援コースについては、両立支援の実効性を高めるため、女性の活躍促進について事業主が数値目標を含む内容の目標を宣言し、当該数値目標を達成した場合は、1企業当たり1回に限り、5万円を上乗せする。

# 保育士・保育所支援センターについて

## 【目的】

保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保する観点から、潜在保育士の就職や保育所の潜在保育士活用支援等を行うことを目的とする。

## 【主な業務】

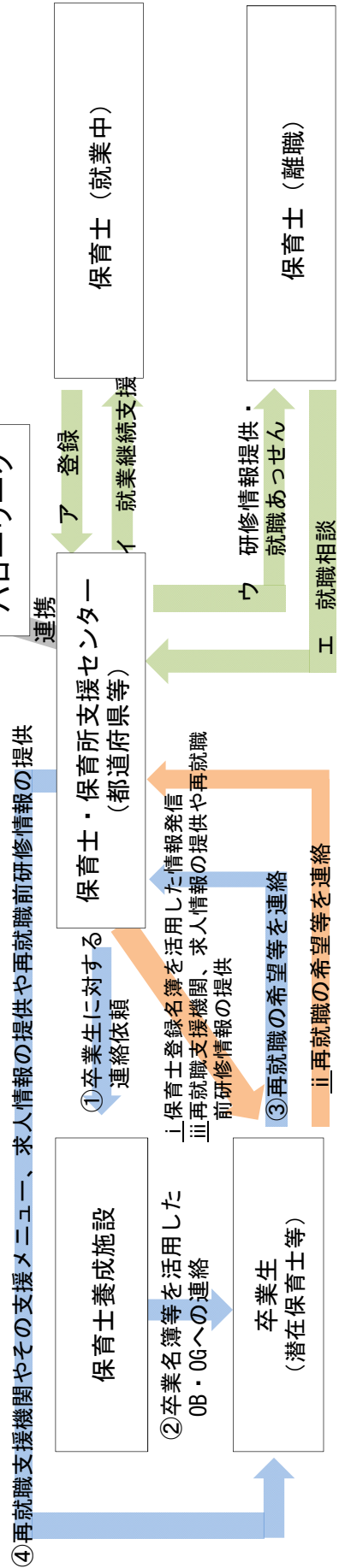
- ・ 対潜在保育士：再就職に関する相談・就職あっせん、潜在保育士の掘り起こし（保育士登録名簿を活用した情報発信等）
- ・ 対保育所：潜在保育士の活用方法（シフト、求人条件、マッチング等）に関する助言
- ・ 対保育士：保育所で働く保育士や保育士資格取得を希望する者からの相談への対応（職場体験など）
- ・ 人材バンク機能等の活用：保育所への就職・離職時等に保育士・保育所支援センターに登録し、①就業継続支援、②離職後の再就職支援（求人情報の提供や研修情報の提供）等を継続的に行うことのできる仕組みを構築

## 【設置状況】

33都府県（40か所）設置

※都道府県・指定都市・中核市が直営又は民間団体に委託して実施

## 【保育士・保育所支援センターの取組例】





# ハローワークにおける保育士マッチング強化プロジェクト

## ハローワークにおける重点取組

### ハローワークにおいて、求人・求職者の双方に対し保育士人材確保のために重点的な取組を実施

- 1 未充足求人に対するフォローアップの徹底（対求人事業所）**  
求人受理後一定期間が経過するも未充足の保育士求人について、ハローワークが求人事業所である保育所を訪問し、求職者のニーズを踏まえた求人条件等への見直しに向けた相談・援助を実施。
- 2 保育士としての就業意欲を喚起する求人情報等の提供（対求職者）**
  - 保育士求人への応募検討の契機となるよう、保育士としての就業意欲を喚起するため、研修等の開催スケジュール・内容や保育士求人に関する最新動向についての情報、地域の保育事情等を踏まえたパンフレット等を求職者へ積極的に提供。
  - 保育士の実情や魅力等を発信する機会として、保育所見学会や説明会の定期的な開催。
- 3 保育所のニーズを踏まえた求人充足支援**
  - 小規模な面接会から複数の保育所による合同面接会といった大規模なものまで、求人充足に向けた効果的な方法を保育所個々のニーズを踏まえ検討し、実施。
  - 求人条件等からみて、地域の保育士資格を所持している求職者では求人が充足しない場合には、他地域の労働局・ハローワークと連携し、同一労働市場圏広域マッチングを展開。

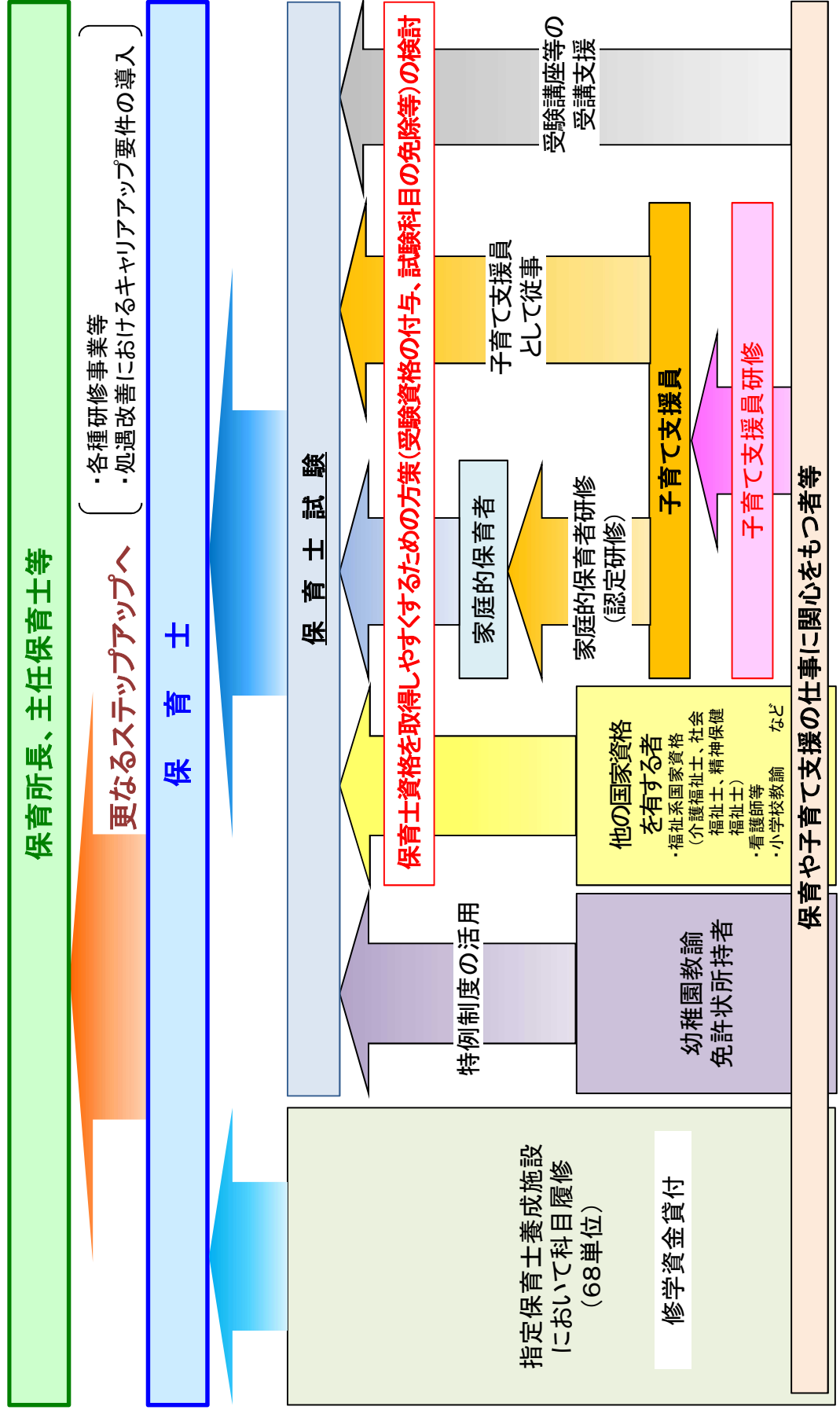
## ハローワークと都道府県・市区町村の連携強化

### 職業紹介を行うハローワークと保育所の整備を実施する都道府県・市区町村の連携強化

- 1 連携により保育士確保が困難な地域を重点的実施地域として取組**  
都道府県・市区町村が保有する保育所整備予定地域や定員増加地域の情報（ハコの情報）に基づき、特に保育士の確保が必要な地域において、ハローワークが保育所整備等と連携しつつ、保育士のマッチングを重点的に実施。
- 2 都道府県・市区町村が実施している研修等の情報をハローワークに提供し、求職者に対する情報発信を強化**  
都道府県・市区町村が、保育士資格を持っている者を対象として目らが主催している研修等に関する情報をハローワークに提供する体制を整え、ハローワークにおいて研修等情報が必要としている保育士資格を持つ求職者に対する確に情報を提供し、研修等への参加を勧奨。
- 3 保育士としての勤務に結びつくセミナーの開催**
  - 労働局・ハローワークや都道府県・市区町村が実施する就職支援セミナー等再就職のための各種イベントの開催に当たって相互に連携して、地域における保育所整備等に関する情報や最新の保育士の実情、保育士求人に関する最新動向等を同時に説明する機会を積極的に設定。
  - ハローワークにおいて、事業主（保育所）向けセミナーを開催するなどにより、保育士が応募しやすい求人条件などの求人・求職の最新動向やマッチングの好事例について情報提供する。また、セミナーは、都道府県（保育士・保育所支援センター等）が実施する保育所の管理者に対する雇用管理の研修と連携して開催することで、人材確保と定着を支援する。
- 4 ハローワークと保育士・保育所支援センター等における求職者の共同支援**  
ハローワークの保育士資格を持っている求職者のうち、「保育」に対する責任の重さや保護者との関係等保育士ならではの悩みによって保育士としての就業を希望しない又は保育士としての就業経験がない者等を、ハローワークと保育士と保育士に対する専門性（保育の仕方や方針等）を活かした職業相談等を行う保育士・保育所支援センターにおいて共同で支援することで、求職者が抱える課題を解決。

# 保育従事者のキャリアアップのための仕組み

- 保育士資格を有していない子育て支援員などの保育従事者等が、保育士資格を取得しやすくするため  
の仕組みの検討
- 保育所等に勤務する保育士の実務経験年数等に応じ、保育所長・主任保育士等へとステップアップする  
ための仕組みの検討





## 保育士確保プラン

### 第1 保育士確保プランの趣旨・目的

今般、「待機児童解消加速化プラン」（以下「加速化プラン」という。）の確実な実施のため、平成27年4月に施行される子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）における地方公共団体の計画を踏まえた国全体で必要となる保育士数を推計したところである。本プランは、その推計に基づき必要である保育士が確保できるよう、国、都道府県、市町村等において人材育成、就業継続支援、再就職支援、働く職場の環境改善等の施策を強力に推進することを目的とする。

### 第2 国全体の目標

- (1) 加速化プランにおける40万人の保育の量の拡大に伴い、必要となる保育士の確保を図るための取組を推進し、平成29年度末までに、国全体として「46.3万人」の保育士を確保することを目標とする。なお、この「46.3万人」から、平成25年度の保育所勤務保育士数37.8万人及び平成29年度末までの自然増分2万人を差し引く等により算出した、新たに必要となる「6.9万人」の保育士を本プランにより確保する。

これは、新制度において市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」における必要となる保育サービス量の見込みに加え、地域の実情や新制度施行後における更なる保育の質の拡充のための取組等を踏まえ、国全体で新たに確保が必要となる保育士の数を推計したものである。

- (2) 上記(1)の目標達成に向けて、以下の①から③までを推し進める。

- ① 既に加速化プランにより取り組んでいる各種施策の推進
- ② 新たな取組の実施（平成27年度から）
- ③ 更なる検討による施策の強化

### 第3 保育士確保プランによる施策

- (1) 既に加速化プランにより取り組んでいる各種施策の推進

加速化プランによる以下の施策メニューは、地方公共団体による選択により取組が進んでいるが、既に取り組んでいる地方公共団体において施策の効果が出ていることも踏まえ、国としては好事例の横展開を図り、地方公共団体における積極的な活用を促進する。

- ① 人材育成
  - 保育士資格を取得しやすくするための取組の実施
    - ・ 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得特例制度の活用
    - ・ 雇用保険の被保険者等に対する厚生労働大臣が指定する指定保育士養成施設の受講費支援
    - ・ 保育士修学資金貸付
  - 保育士の魅力を伝え、保育士を目指す機運を醸成
    - ・ 保育士資格を有しない未就業者の就業支援（就労訓練事業、公共職業訓練）
  - 国家資格としての保育士の専門性の向上
    - ・ 学生への実践的実習促進や研修による現役保育士の育成強化
- ② 就業継続支援
  - 離職防止のための研修支援
    - ・ 新人保育士対象研修
    - ・ 保育の質の確保のための研修
    - ・ 研修参加に伴う代替職員の確保
    - ・ 離職防止のための研修等に係る助成の活用促進
  - 就業継続を図るための各種助成金の活用促進
    - ・ 労働環境整備を通じた職場定着のための助成金の積極的周知
    - ・ 就業継続支援のための助成金の積極的周知
- ③ 再就職支援
  - 保育士・保育所支援センターの積極的な活用
    - ・ 潜在保育士等に対する就職あっせんや相談支援の実施
    - ・ 再就職前の実技研修 等
  - 保育士マッチング強化プロジェクト
    - ・ ハローワークにおける保育士求人に対する求人充足サービスの強化
    - ・ ハローワークと都道府県等との連携による就職支援
    - ・ 「保育士職場体験講習会」（仮称）の実施
  - 新たに構築する情報公表制度の積極的活用の促進
- ④ 働く職場の環境改善
  - 雇用管理改善を図るための取組の実施
    - ・ 管理者を対象とした研修
    - ・ 好事例集、雇用管理マニュアルの作成・提供
    - ・ 雇用管理状況把握のためのチェックリストの作成
    - ・ 労働環境整備を図るための助成金の積極的周知
  - 保育所等と保育士・保育所支援センターとの連携強化

## (2) 新たな取組の実施

### ① 保育士試験の年2回実施の推進

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の8第2項において都道府県知事が年1回以上行うこととされている保育士試験について、当該試験の年2回実施が行われるよう積極的に取り組む。

また、国家戦略特区における「地域限定保育士」（※）制度について、当該制度が創設された場合には、国家戦略特区の都道府県において当該保育士に係る2回目試験が実施されるよう積極的に取り組む。

国としても、保育士試験を年2回実施する都道府県に対し、できる限りの支援を行う。

※ 国家戦略特区の都道府県が行う年間2回目の試験の合格者に3年間当該都道府県内のみで保育士として通用する資格を付与し、当該3年経過後は、「保育士」として地域を限定せずに働くことを可能とする制度

### ② 保育士に対する処遇改善の実施

新制度施行後の公定価格において、職員の勤続年数や経験年数に応じた処遇改善を進める。

### ③ 指定保育士養成施設で実施する学生に対する保育所への就職促進支援

指定保育士養成施設（以下「養成施設」という。）を卒業予定の学生に対する保育所への就職を促すための取組（保育所への現地見学や現役保育士との交流会、保育所就職説明会の定期開催等）を積極的に行っている養成施設に対し、就職促進のための費用を補助する。

### ④ 保育士試験を受験する者に対する受験のための学習費用支援

保育士試験を受験する者に対し、受験のための学習費用（受験講座の受講費等）の一部を助成する。

### ⑤ 保育士・保育所支援センターにおける離職保育士に対する再就職支援の強化

○ 保育所等を離職した保育士に対し、保育士・保育所支援センターへの登録を促進するとともに、再就職希望の状況を随時把握し、再就職に向けた研修案内・求人案内などの情報提供など、再就職に向けたきめ細やかな支援を行う。

○ 再就職支援についての効果的取組例の横展開を図る。

○ シンポジウムの開催や集客力の高い施設での出張相談会の実施など、普及啓発を通じた保育士・保育所支援センターの利用促進を図る。

### ⑥ 福祉系国家資格を有する者に対する保育士試験科目等の一部免除の検討

社会福祉士や介護福祉士などの福祉系国家資格を有する者について、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第6条の2第1項第3号に規定する修業教科目の履修の一部免除及び保育士試験の試験科目の一部免除を検

討する。

#### 第4 都道府県及び市町村における保育士確保対策の促進

第2の目標に掲げる必要となる保育士の確保のためには、都道府県及び市町村における保育士確保対策を推進することが重要であることから、都道府県及び市町村による第3に掲げる各種施策の積極的な活用を促進する。

#### 第5 「保育士確保対策検討会」の設置

保育士確保施策の更なる強化を図るため、有識者や関係団体等で構成する「保育士確保対策検討会」を設置し、保育士確保のための様々な方策等について検討を行う。

また、各自治体の保育士確保の取組のプレゼンテーションや担当者間での意見交換等を行い、保育士確保に関する好事例の選定や当該事例の全国展開、国・自治体間の連携等を図る。

##### 【保育士確保対策検討会において当面考えられる具体的検討事項】

- 保育従事者のキャリアアップのための仕組みの検討
- 保育士養成課程及び保育士試験科目の、他の国家資格との一部共通化の検討
- 潜在保育士の掘り起こしのための効果的な方策の検討
- 保育事業者に対する雇用管理改善の促進のための検討 など

# 保育関係の質の改善事項等について

## 質の改善

### 施設型給付等の公定価格関係

- ・ 3歳児の職員配置の改善 (20:1 → 15:1)
- ・ 研修の充実 (年間2日の研修機会を確保)
- ・ 休日保育の充実 (担当保育士の人件費の見直し)
- ・ 保育所の職員給与の改善 (+3%)
- ・ 保育標準時間認定に対応した職員配置の改善
- ・ 保育短時間認定の利用者負担の軽減 (▲1.7%)
- ・ 小規模保育等の職員加配 (+1人の加配)
- ・ 地域型保育事業に係る連携施設
- ・ 地域型保育事業における障害児保育 (2:1)
- ・ 地域の子育て支援・療育支援の取組
- ・ 小学校との接続の改善
- ・ 減価償却費、賃借料等への対応
- ・ 栄養士の配置 (嘱託費用を追加)
- ・ 第三者評価等の推進

### 地域子ども・子育て支援事業関係

- ・ 病児保育事業の充実 (単価改善等)
- ・ 一時預かり事業 (幼稚園型の単価改善)
- ・ 実費徴収に伴う補足給付事業の創設 (生活保護世帯に対する支援)
- ・ 多様な主体の参入促進事業の創設

## 車の両輪

## 量的拡充

待機児童解消加速化  
プランに基づく受け  
入れ児童数の拡大

地域の実情に応じて  
多様なニーズに対応

## 病児保育事業について（質改善）

### ○病児・病後児対応型単価改善

利用の少ない日において地域の保育所等への情報提供や巡回など地域全体の保育の質の向上につながる機能を評価し基本分補助単価の改善を行う。

#### 病児対応型

【改善前】1施設年額	基本分	2,417千円
【改善後】1施設年額	基本分	2,417千円
	改善分	2,417千円
	計	4,834千円

#### 病後児対応型

【改善前】1施設年額	基本分	2,006千円
【改善後】1施設年額	基本分	2,006千円
	改善分	2,006千円
	計	4,012千円

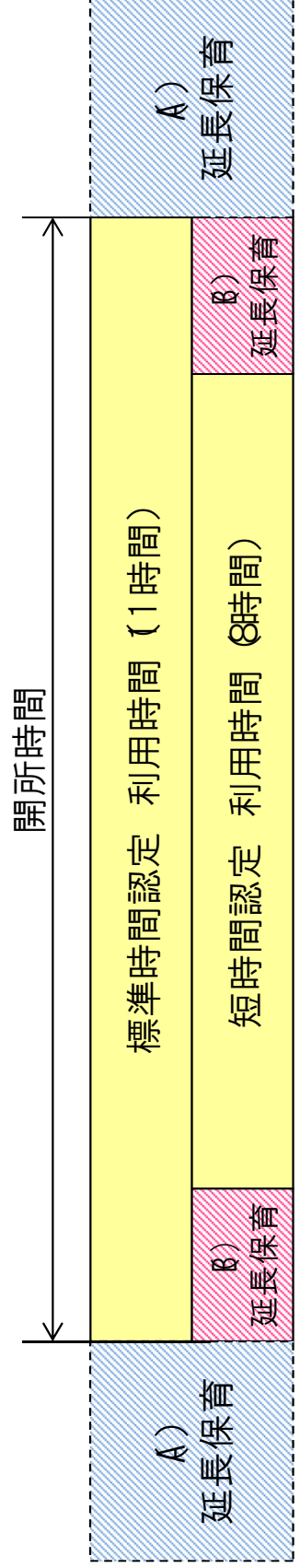
### ○体調不良児対応型実施要件改善

看護師等2名以上配置としている実施要件を、看護師等1名以上の配置で実施できるよう改善を行う。

## 延長保育事業について

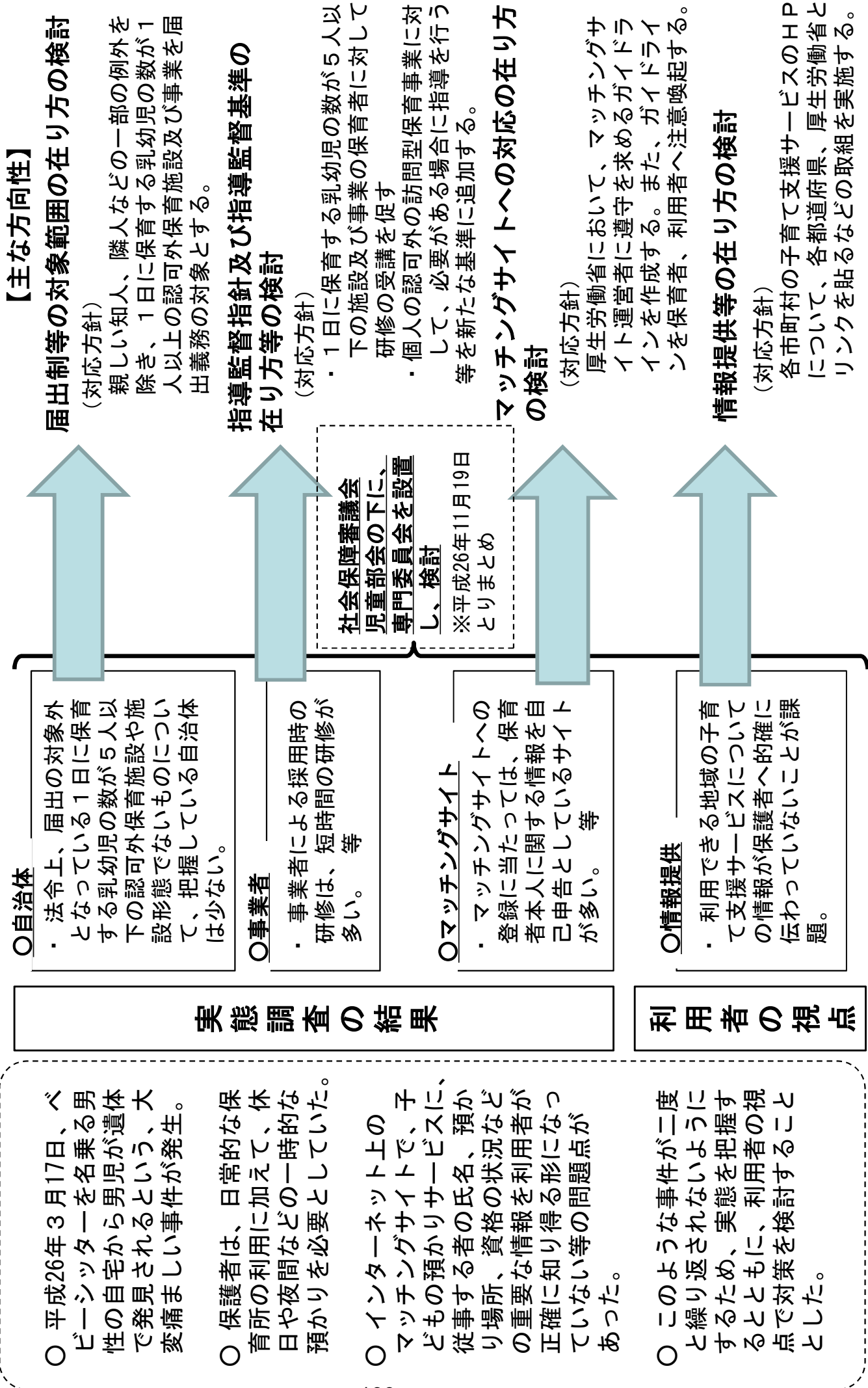
### ○新制度における延長保育の取扱い

- (1) 標準時間認定 1 1 時間を超えて利用する場合【現行】(A)
- (2) 短時間認定 8 時間を超えて利用する場合【新規】
  - ・ 1 1 時間の開所時間内 短時間認定児のみを対象に算定し短時間認定児の単価を適用 (B)
  - ・ 1 1 時間の開所時間外 標準時間認定と利用児童数を合算し標準時間認定の単価を適用 (A)





# 子どもの預かりサービスに関する専門委員会 議論のとりまとめについて（平成26年11月19日）



## 【主な方向性】

**○自治体**

- 法令上、届出の対象外となっている1日に保育する乳幼児の数が5人以下の認可外保育施設や施設形態でないものについて、把握している自治体は少ない。

**○事業者**

- 事業者による採用時の研修は、短時間の研修が多い。等

**○マッチングサイト**

- マッチングサイトへの登録に当たっては、保育者本人に関する情報を自己申告としているサイトが多い。等

**○情報提供**

- 利用できる地域の子育て支援サービスについて、情報が保護者への確に伝わっていないことが課題。

**届出制等の対象範囲の在り方の検討**  
(対応方針)

- ・ 親しい知人、隣人などの一部の例外を除き、1日に保育する乳幼児の数が1人以上の認可外保育施設及び事業を届出義務の対象とする。

**指導監督指針及び指導監督基準の在り方等の検討**  
(対応方針)

- ・ 1日に保育する乳幼児の数が5人以上の施設及び事業の保育者に対して研修の受講を促す
- ・ 個人の認可外の訪問型保育事業に対して、必要がある場合に指導を行う等を新たな基準に追加する。

**マッチングサイトへの対応の在り方の検討**  
(対応方針)

- 厚生労働省において、マッチングサイト運営者に遵守を求めガイドラインを作成する。また、ガイドラインを保育者、利用者へ注意喚起する。

**情報提供等の在り方の検討**  
(対応方針)

- 各市町村の子育て支援サービス（HPP）について、各都道府県、厚生労働省とリンクを貼るなどの取組を実施する。

○ 平成26年3月17日、ベビーシッターを名乗る男性の自宅から男児が遺体で発見されるという、大変痛ましい事件が発生。

○ 保護者は、日常的な保育所の利用に加えて、休日や夜間などの一時的な預かりを必要としていた。

○ インターネット上のマッチングサイトで、子どもの預かりサービスに従事する者の氏名、預かり場所、資格の状況などの重要な情報を利用者が正確に知り得る形になっていない等の問題点があった。

○ このような事件が二度と繰り返されないようにとすため、実態を把握するとともに、利用者の視点で対策を検討することとした。

### (1) 届出制等の対象範囲の在り方について

1 日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設（訪問型の事業を含む。）に対して都道府県知事等への届出義務を課す。

※届出をした施設は、毎年1回、運営状況報告の義務

- 事業所内保育施設等、従来より届出対象外とされているものに加え、届出対象の拡大に伴い、以下を届出対象外として追加。
- ・施設の設置者と利用者との間に保育を利用する以前から長期にわたる安定的な信頼関係が構築されていると客観的に判断される場合

### (2) 指導監督指針及び指導監督基準の在り方等について

指導監督指針又は指導監督基準に、以下のア～オについて新たに追加する。

- ア 認可外の訪問型保育事業や、1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設の保育者に対して、研修の受講を促すこと
- イ 賠償責任保険への加入など、保育中の万が一の事故に備えること
- ウ 保育終了後に保護者に保育中の子どもの様子を報告すること
- エ 事前に保護者が保育者に関する情報を確認できるようにすること
- オ 個人の認可外の訪問型保育事業の保育者に対して、必要がある場合に指導を行うこと

### (3) マッチングサイトへの対応の在り方について

厚生労働省において、以下のア～キについて、マッチングサイト運営者に遵守を求めるガイドラインを作成する。また、厚生労働省が委託する業者がマッチングサイトのガイドライン遵守状況を調査する。

- ア マッチングサイトへの登録は、都道府県知事等に届出を行った者に限ること
- イ 1人が1つのサイトの中で複数の登録をすることができないようにすること
- ウ 保育者、保護者双方から相談を受ける窓口を設けること
- エ 保育者と利用者との間でトラブルが生じた場合に、解決のための措置を講ずること
- オ 保育者が遵守すべき利用規約（事前面接を行うこと、身分証明書等を利用者に示すこと等）を定めること
- カ マッチングサイトのトップページ等の見やすい場所に、届出制度の周知、利用規約を表示し、ガイドラインの遵守状況を公表すること
- キ 登録された保育者の個人情報を適切に管理すること

### (4) 情報提供等の在り方について

- ・各市町村の子育て支援サービスのHPPについて、各都道府県、厚生労働省とリンクを貼るなどの取組を実施する。
- ・乳児家庭全戸訪問事業などの機会に、子育て支援サービスを簡潔に記載したリーフレットで周知することなども有意義。